

公益財団法人三重県国際交流財団 令和3年度事業計画

I 基本方針

当財団は、「中期計画(改訂版)」(計画期間：平成29年度から概ね5年間)のもと、「地域から信頼され、期待される財団」、「多様な人々と共に創る多文化を尊重できる社会」を目標に、令和3年度は次の方針で事業を展開するとともに財団の経営基盤の強化を図ります。

1. 「多文化共生社会の推進」に重点を置きつつ、「国際交流の促進」、「国際協力の拡充」の3つの事業柱のもとで事業を展開する。
2. 多様な人々との連携・協働を基本とし、公益性の確保と効果的・効率的な事業の実施を図る。
3. 自主性・自立性を高めるため、自主財源の確保や組織体制の充実など経営基盤の強化に取り組む。

II 事業計画

<公益目的事業>

1 多文化共生社会の推進に関する事業

(1) 多様な人材の育成と活動の推進

① 三重県における地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業【県環境生活部】

三重県内の日本語教育の体制づくりを統括コーディネーターとともに進める地域日本語教育コーディネーターの養成を図るとともに、企業等との協働によりモデル的な日本語教室を開催します。

【目標】地域日本語教育コーディネーター育成研修 研修理解度 100%

② 日本語学習支援事業【四日市市】

市内ボランティア日本語教室のネットワークの構築のため、ネットワーク会議を開催するとともに、日本語ボランティアを対象とした研修を実施します。

【目標】研修理解度 100%

③ **医療通訳普及促進事業**【県環境生活部】※コンペ

医療通訳ボランティアを対象とした研修を実施して人材育成を行うとともに、県内のニーズを踏まえ、医療機関における外国人患者の受入れ環境の整備に努めます。

【目標】 研修理解度 100%

④ **医療通訳配置事業**【県立総合医療センター・鈴鹿市・津市】

医療機関および保健センターに定期的に医療通訳者を配置することにより、医療従事者と患者および保健師等と利用者との間のコミュニケーションの促進に努めます。

⑤ **災害時外国人住民支援事業**【県環境生活部】※コンペ

災害時の外国人支援に関する知識および多言語支援の役割・仕組みを学ぶ研修を実施することにより、災害時多言語支援センターで活動できる人材の育成に努めます。また、災害時の外国人支援のための図上訓練を実施します。

【目標】 研修理解度 100%

⑥ **財団パートナー制度運営事業**【自主】

登録パートナーの協力により、「通訳・翻訳」、「医療通訳」、「災害時の外国人住民支援」の3分野において活動の推進を図ります。

また、登録パートナーを対象に研修や交流会を実施することにより、活動への理解が進むよう努めます。

【目標】 交流会参加者 30人

(2) 多文化共生の地域づくり支援

① **外国人住民消費者被害防止事業**【県環境生活部】※コンペ

外国人住民やその関係者を対象に、日常生活で起こりうる消費生活に関するトラブルについて注意喚起をするための研修会を開催します。

【目標】 研修理解度 100%

② 避難所運営訓練事業【伊勢市】

災害発生時において、外国人住民をめぐる混乱やトラブルを回避し、よりスムーズな行動が取れるよう外国人住民を対象とした防災説明会と外国人避難者への対応方法を学ぶ避難所運営訓練を実施します。

【目標】説明会・訓練参加者数 80人

(3) 外国人相談体制の充実

① みえ外国人相談サポートセンター運営事業【県環境生活部】

県内在住の外国人住民等を対象に、生活に係る相談を多言語で受け付け、関係の専門機関と連携しながら、適切な情報提供と相談対応を行います。

また、専門家の対応による通訳付きの相談会を実施します。

【目標】専門機関との連携によるスムーズな相談対応

② みえ外国人相談サポートセンター運営事業（新型コロナウイルス緊急対応）

【県環境生活部】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への緊急対応として、当該感染症にかかる相談を受け付けます。また、緊急の専門相談会を開催します。

③ 新型コロナウイルス感染症対応調査員兼通訳・翻訳者配置事業【県環境生活部】

新型コロナウイルス感染症への対応として、感染症への注意喚起等に係る緊急対応が必要な文書の翻訳、保健所からの派遣要請にもとづく通訳を行います。

④ 労働相談室電話相談通訳事業【県雇用経済部】※入札

県雇用経済部雇用対策課が実施する労働相談に外国人住民の方が相談する際、トリオフォンを活用しポルトガル語およびスペイン語による通訳協力を行います。

⑤ 結核に関する電話通訳事業【県医療保健部】

県医療保健部薬務感染症対策課が行う外国人住民に対する結核の問診等について、トリオフォンを活用しポルトガル語、スペイン語、英語、フィリピン語による通訳協力を行います。

(4) 多文化共生教育の推進

① 多文化共生教育センター事業【学校教育支援基金】

外国につながる園児・児童・生徒の自己実現のため、以下の取組みにより学校における多文化共生教育を促進します。

【目標】ホームページにおける学習教材等の紹介の充実

ア 多文化共生教育センター（みーく）の運営

各種日本語教材や学校通知文例集など、日本語指導、多文化共生教育を行う学校等の情報を収集および開架します。

イ 高校進学ガイダンスガイドブック多言語版の作成

県教育委員会との協働により高校進学ガイダンスガイドブック多言語版（インドネシア語、英語、韓国朝鮮語、スペイン語、タイ語、中国語、ポルトガル語、フィリピン語）を作成します。

② 日本語教材、日本語指導教材の研究・開発・発行【学校教育支援基金】

外国につながる児童・生徒が使用する日本語教材および初期日本語指導を担当する教職員等が使用する日本語指導教材『みえこさんのにほんご』シリーズは、県内全域の小中高等学校等および県内外の日本語教育機関等において例年約 2,000 冊使用されています。

令和3年度は、同シリーズのうち、次の教材を増刷します。

『新版 みえこさんのにほんご』 1,000 冊

『新版 みえこさんのにほんご れんしゅうちょう1』 1,000 冊

『新版 みえこさんのにほんご れんしゅうちょう2』 1,000 冊

③ 外国につながる子どもたちを見守るための連携研修会【学校教育支援基金・寄附金】

外国につながる子どもたち取り巻く課題に関する研修会を実施することで、関係機関の連携と課題に対する適切な対応を目指します。

令和3年度は、子どもたちの発達支援・検査に関する通訳研修会、通訳を付けた発達相談会を実施します。

【目標】研修理解度 100%

④ 多言語による読み聞かせ教室【三重県共同募金会】

外国につながる親と子の日本語習得および母語保持を目的に、多言語による読み聞かせ教室を開催します。

【目標】実施回数 3 回、参加者数 100 人

(5) 相互理解促進【自主】

① 多文化共生啓発事業

県域で実施される多文化共生啓発イベント等の共催や協力、後援などを行うことを通じて、多文化共生社会づくりに貢献します。

【目標】連携（共催、協力、後援）数 20 件

② 映画で知ろう！「みえで活躍する外国人住民」事業【県環境生活部】

相互理解促進のため、日本人と外国人が共に、県内で活躍する外国人住民を紹介するドキュメンタリー映画を企画・制作し、作品の上映を通じて、多文化共生に関する県民の理解の促進に努めます。

2 国際交流の促進に関する事業

(1) 学校間交流の促進【学校教育支援基金】

○ 韓国高校生交流事業

韓国と日本の高校生が、相互の学校や家庭および地域での生活を経験し、交流することを通じて相互理解を深めることを目的として実施する県立津商業高校と韓国聖南高校および県立昴学園高校と韓国養正高校の学校間交流を支援します。

【目標】ホームページ等において支援内容を公開

(2) 情報提供・情報発信の強化【自主】

① 国際交流団体調査

地域の国際化の促進や情報提供に役立てるため、県内で多文化共生推進、国際交流・国際協力活動などを行う市民団体の活動状況を把握し、財団ホームページで情報を提供します。

【目標】 情報更新 年1回

② インターネットによる情報提供・情報発信

当財団の事業・サービスに関する最新情報および多文化共生の推進・国際交流の促進・国際協力の拡充に関する有益な情報を、財団ホームページにおいて多言語（英語、スペイン語、中国語、日本語、フィリピン語、ポルトガル語）で紹介します。

【目標】 ホームページ、SNS へのアクセス件数 70,000 件（6言語）

③ 図書資料の整備、その他情報収集提供

「小さなブラジル図書館」をはじめ、国際交流・異文化理解・国際協力や外国情報等に関する図書・情報を収集し、みえ県民交流センターにおいて提供します。

【目標】 ブラジル図書等貸出冊数 60 冊

3 国際協力の拡充に関する事業

(1) 友好関係国等の事業支援

① パラオ青少年育成事業【基金】

三重県とパラオ共和国との友好提携を機に、財団に寄贈された「パラオ青少年育成基金」の果実により、パラオ共和国青少年の育成を支援します。

【目標】 ホームページ等において支援内容を公開

② 在外県人会連絡活動支援事業【基金】

寄贈された「在外県人会活動支援基金」の果実により、移住者等で構成されるブラジルやアルゼンチンにおける三重県人会の活動を支援します。

【目標】 ホームページ等において支援内容を公開

<法人事業>

(1) 理事会・評議員会の開催

公益財団法人三重県国際交流財団定款に基づき、6月、3月に通常理事会および定時評議員会を開催します。また、必要に応じ臨時理事会等を開催します。

(2) 東海・北陸地域国際化協会連絡協議会

東海・北陸地区の地域国際化協会が、情報交換や研修等を通じ相互に連携・協力を図ることを目的として設立されている同連絡協議会の総会および研修会等に参加し、協会間の連携を深めます。

(3) 三重県国際交流協会連絡会の開催

県内の国際交流協会が相互に連携・協力を図ることにより、県全体の国際化の推進に寄与することを目的として、連絡会を開催します。

(4) 他団体からの委託事業の確保

財団がこれまで培ってきたノウハウを基に、県や市町、企業等の他団体に対し積極的な事業提案を行い、委託事業等につなげることで経営の安定化に努めます。